

第2回専門小委員会におけるヒアリングの概要について (デジタル庁)

1. デジタル庁説明概要

- デジタル庁創設の背景として、新型コロナウイルス感染症拡大により、様々なデジタル化の課題が浮き彫りになつたことが考えられる。給付に係る行政手続の問題や、医療・教育におけるデジタル化の遅れなど、国民が当然だと思っているサービスを提供できるようにし利便性を向上させていくために、国だけでなく、自治体と一緒に解決しなければいけない課題が提示されてきた。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画においてデジタル庁の司令塔機能が明記されているが、国・地方・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描く、地方共通のデジタル基盤を検討する、マイナンバーの利用拡大に向けて取り組むといったように、国と自治体が連携・協力しながら進めていかなければならない課題が多い。

【システム整備・運用】

- 今後のデジタル関係施策については、デジタル技術の発展を前提として、共通機能の利用や標準に基づくデータ連携を進めるなど、一層深化させていくことが重要。
- 自治体の情報システムの標準化においても、国が用意するガバメントクラウドという共通基盤を活用することで、IT人材の不足が課題となる中で、共通機能をなるべく活用しつつ、必要なサービスがあれば、新しい付加価値をつけていくことにより、成長戦略にも繋がっていくものと考えている。
- ワクチン接種記録システム（VRS）は、国がクラウド上にシステムを用意し、ワクチン接種の実施主体である市区町村が住民接種のデータを管理する形であり、例えば統計情報の集約作業が効率化されたり、接種証明書のアプリに活用されるなど、パブリッククラウドを用いた先行例になるのではないかと考えている。

【新たな価値やサービスを創出する源泉としてのデータの利活用】

- 防災・教育・医療等の準公共分野では、それぞれデータの保有主体が異なることなどが課題となっている。各分野の課題解決に向けどのようなデータが必要となるか分析した上で、データの連携によりニーズに応じた支援を行う。

【効果を挙げるための国・地方一体となった取組】

- 政策の効果を高め、国民が期待しているサービスを提供するためには、デジタル技術を活用して、国・地方が一体的に取組を実施することが必要。
- マイナンバーによる情報連携、マイナンバーカードの普及、国民との接点であるマイナポータルといったマイナンバー制度の活用が、デジタル基盤として大変重要。全自治体がマイナポータルに接続できる環境を用意するなどの支援により、自治体の行政サービスのオンライン申請が可能となり、住民の利便性が向上すると考えている。
- デジタル臨時行政調査会においては、個人・事業者がその能力を最大限発揮できる社会を作るため、人が執行することを前提とした規制を、技術を前提としたものに見直していく。
- デジタル田園都市国家構想については、デジタル技術を活用して地域の課題を解決する先進的な事例に対して交付金等で応援をする、それを国において連携基盤や共通基盤を用意して、全国展開させていく形で進めていく。

2. 主なやりとり

- 国・地方を通じて、政治のデジタル化という視点も必要ではないか。
⇒ まずは政治において判断されることだが、政治において決定されたことの実現に向けて協力して進めていきたい。
- デジタル技術を住民に利用してもらうに当たり、どのような障壁・困難があると考えるか。
⇒ UI・UXに配慮したサービスを作り、自治体や利用者の声を聴きながら改善を繰り返すことが重要。また、デジタル活用支援員など、デジタル技術の使い方も含めて支援していく仕組みが必要。
- 感染症、自然災害などリスクが将来起こり得ることを考えると、B C P の観点からも国・地方を通じたデジタル連携が不可欠ではないか。デジタル田園都市国家構想において、国民が便益を実感できるようにするために自治体に期待することや、デジタル連携を進めるためのデジタル庁の役割についてどう考えるか。
⇒ デジタル技術の実装により、暮らしやすさ、持続可能性、イノベーション等がどれほど向上したか可視化できるような取組にしていきたい。
- デジタル田園都市国家構想において、地方の課題を解決するためのデジタル実装を進める中で、現行制度では実現できないボトルネックが顕在化すれば、共有いただきたい。

追加質問及び回答（主なもの）

<自治体情報システムの標準化に関すること>

- ガバメントクラウド上で各自治体が基幹業務等のアプリケーションを利用する場合において、①各自治体で導入するアプリの調達は、どのようなルールのもとで行われるのか。また、②不具合やサイバーリスク、データ漏洩など発生時における国と地方の責任、対応の規定はどのような想定をしているか。
⇒ ①自治体は、導入を希望する標準準拠アプリを提供するアプリケーション提供事業者と利用契約を締結することになると想定している。また、②国と自治体との責任分界については、令和4年夏を目途に示すことを予定している。
- システムの統一・標準化を自治体と「対話をを行いながら」進めるとしているが、標準仕様書案の作成、自治体からの質問・要望・提案、それを踏まえた改訂について、どのようなスケジュールで考えているか。
⇒ 標準仕様書の策定に当たっては、制度所管府省が検討会を設置し、自治体の職員、関係ベンダや有識者をメンバーに入れて、案の作成を行っており、標準仕様書案は、全国意見照会を経て作成することになる。また、令和4年夏以降も、法令改正や業務の見直しに伴い、不斷に改訂を重ねることとしている。
- 自治体の独自政策は他の自治体や国の政策の先鞭となる例も多くあり、標準化対象の20業務も自治体独自の政策につながる情報を扱うものが多く含まれるが、独自施策を行うためのカスタマイズがどれくらい許容されるのか。
⇒ システムの統一・標準化の取組により、自治体の独自施策に制限をかけることはない。標準化対象事務の標準準拠システムは、ノン・カスタマイズを徹底することとしているが、例えば、独自施策に該当するサービスの設定を変更できる（いわゆるパラメータ処理）標準仕様書とすることや、標準準拠システムとは別にシステムを構築（いわゆるアドオン）し、API連携等により情報連携を可能とすることにより、独自施策を実現することが可能と考えている。
- これまでの庁内システムを担ってきたベンダによる標準化システムの開発は困難となり、標準化システムを開発した大企業ベンダに頼ることになり、新たなベンダロックイン、あるいは市場の寡占につながらないか。
⇒ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダロックインによる弊害を回避するとともに、各ベンダにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションを全国展開する可能性が広がることなると考えている。

<データの連携・情報共有に関すること>

- 教育・保育・福祉・医療等のデータ連携に関し、「真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズ」を、だれがどのように判定していく仕組みを構想するのか。
⇒ 自治体における先進事例も踏まえつつ、どのような仕組みとすることが望ましいかについて、令和4年度に行う実証事業で検証することとしている。なお、国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていません。
- マイナンバーの利用拡大を推進するに当たって、個人情報保護法制が支障になっているか。個人情報保護とのバランスなど、どのような課題があると考えているか。
⇒ マイナンバー制度では、個人情報保護の観点から、制度面やシステム面で各種の措置を講じるなど、個人情報保護に十分に配慮した仕組みとしており、制度の利用拡大の推進にあたっても、引き続き個人情報保護に十分に配慮する必要があると考えている。個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会等とも連携しつつ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に則し、現在、検討を実施している。
- 施策検討の際、データから分析することが重要と考えるが、データに加えコミュニケーションを取ることも大事であると考える。デジタル庁も「地方と一緒に創ること」を重視し実行しているとのことだが、①現時点で、どのような手法で行っているか。また、将来的に望ましい形はどのように考えているか。②国・地方間の情報共有や施策の展開を、効率的、即時的に行うデジタル手段などを検討していればご教示いただきたい。
⇒ デジタル庁では、政府職員と自治体職員の対話の場である「デジタル改革共創プラットフォーム」を提供しており、自治体職員と政府職員であれば誰でも参加でき、デジタル化に関する様々な業務について自由に意見交換や情報交換を行うことができる。例えば、新型コロナワクチン接種記録システム（VRS）に関する機能改善の周知等に活用しており、デジタルツール上で国からの連絡を効率的に確認しやすくしている。また、活発な議論の喚起のために必要なコミュニケーションの即時性を重視しており、令和3年11月から、双方向のコミュニケーション等の面でUI/UXに優れたコミュニケーションツール「Slack」による運用を開始している。国と自治体との連携強化のためこうした取組は非常に有効と考えている。

<その他>

- 例えば、国税の電子申告などにおいて利用しているマイナンバーカードの利用の拡大が、政府や企業などで進んでいないとしたら、具体的に何が問題になっていて進まないのか。
⇒ 民間企業におけるマイナンバーカードの公的個人認証の導入の課題としては、費用対効果や制度面・機能面の知識不足等の声を聞いており、令和3年度に金融機関の業界団体等向けの説明会等を行った。
- 電子申請化について、技術的に可能かどうかということと、行政事務としてそれが適切かどうかは異なる（エストニアでも婚姻届はオンラインではできない）が、その判断基準はどう考えているか。
⇒ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定を踏まえつつ、個別の行政手続のオンライン化については、当該手続を所管する各省庁において適切に判断している。
- 自治体間の広域連携を促す、サポートするという観点から、デジタル技術の活用やDXがどのように寄与するのかについて、どんな議論がされているか。
⇒ 品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向け、アーキテクチャ設計の在り方の根本的な見直しを進めている。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靭性を確保することも含め、国・自治体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、令和7年を当面の実装ターゲットとして検討を進めている。
- デジタルと行政の両方に詳しい人材の確保について、特に小規模自治体などに対し、人材の養成・育成の支援が必要と思われるが、考えていることはあるか。
⇒ ・国・地方を通じた一体的なデジタル化の進展を図る観点から、国家公務員等のデジタル関係の人材育成研修のうち、必要なものについて自治体の職員にも教材の共有を図る、デジタル庁に自治体からの出向を受け入れるなど、総務省とも連携して必要な支援を進めていきたいと考えている。また、総務省と協力し、複数市町村での兼務を含め、CIO補佐官の任用等を促進している。【デジタル庁】
・J-LIS等と協力し、最新の動向を踏まえた研修内容の見直しや新たな研修の創設など、研修の充実を図っている。また、自治体に対して、関係機関の研修情報をとりまとめて提供し、積極的な活用を促している。【総務省】